

『止水板等設置費補助金』 が始まりました！

市民の皆様が、自らご自宅や事業所等を水害から守れるよう、止水板等の設置費に対する補助制度を創設しました。是非、本補助制度をご活用ください。

● 補助金の内容

- ・ 対象区域：防災ハザードマップの洪水・内水の浸水想定区域、または、過去に浸水被害が発生した区域に位置する住居・事業所・駐車場等
- ・ 補助率：設置費用の1/2以内（上限50万円）
- ・ 対象者：市内の建物等の所有者、管理者等
ただし、市税の滞納がないこと

● 補助金申請の流れ

- ①事前相談：ご自宅等が補助金の対象区域か確認しますので、事前にご相談ください。
- ②補助金申請：申請書と必要書類を添付の上、申請してください。
- ③交付決定：対象となる場合は交付決定通知書を送付してください。
- ④工事着手：交付決定後に工事着手してください。
- ⑤実績報告：工事完了後、必要書類を添付の上、報告してください。
- ⑥補助金交付：内容を確認の上、補助金を交付します。

<以下の場合は、補助対象外です>

- ・ 工事を伴わない、止水板の購入のみの場合
- ・ 工事に着手している場合
- ・ 売買を目的として所有している建築物等に止水板を設置する場合
- ・ 法令等により止水板の設置を義務付けられている場合
- ・ 国・県・市から、この制度以外の助成を受ける場合
- ・ 国・地方公共団体その他これに準ずる団体である場合